

各学校長 様

教育政策課長 中元 正人
スポーツ振興課長 村上 和博

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う熊本市立学校施設使用について（通知）

令和 3 年（2021 年）7 月 30 日に、熊本県においては直近 1 週間の新規感染者が 306 人となり、国の分科会の定めるステージ 3 の基準を上回ったことから、「熊本蔓延防止宣言」が発令され、県全域への不要不急の外出自粛要請に加え、飲食店への時短営業要請の範囲を拡大するなど、一般的に対策を強化されることが決定しました。

熊本市では、県からのこれらの要請や対策を踏まえ、人流抑制の観点から、予定していた市有施設の休館について前倒しをし、ステージ 4 相当の対応をとることとなり、学校施設使用については、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

各学校長におかれては、適切にご対応願います。

1. 学校施設使用について

(1) 屋内施設について

- ①令和 3 年（2021 年）8 月 3 日（火）～8 月 22 日（日）までの期間は、**新たな使用申請の受付は中止することとします**（「2. 小中学校の児童生徒を対象とした活動について」に該当する活動を除く）。
- ②既に予約の入っている施設については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底していただくことを条件として使用を認めることができます。

(2) 屋外施設について

屋外施設の使用については、使用の中止を行いませんが、急速に感染拡大している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を要請してください。

2. 小中学校の児童生徒を対象とした活動について

これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、学校施設の使用を中止した際に、部活動から社会教育へ移行した団体が、学校施設を使用した活動ができないという状況が生じていたため、児童生徒を対象とした社会教育（スポーツ・吹奏楽等）の活動については、**学校長の判断により使用を許可することができる**取り扱いとします。

※他団体との練習や練習試合等については、禁止とする。

3. 夜間開放事業について

8 月 22 日（日）までは、屋内屋外を問わず、すべて使用中止となります。お尋ねがあった場合は、スポーツ振興課をご案内ください。

4. 今後の屋内施設使用の取扱いについて

屋内施設の使用申請受付の再開については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や市有施設の対応状況等を確認のうえ、改めてお知らせします。

問い合わせ先

- 学校施設使用に関すること
教育政策課 328-2704
- 夜間開放事業に関すること
スポーツ振興課 328-2724